

# 佐賀県難病患者就労支援事業所等登録制度実施要綱

(目的)

第1条 難病に対する理解や難病患者の就労支援に積極的に取り組もうとする事業所等を登録し、専門的な助言を行うことにより事業所等における難病患者の就労を促進することを目的とする。

(対象)

第2条 この制度が対象とする事業所等は、県内に事業所又は支店等を有し、事業活動を行う者及び県内で事業活動を行う者で構成する事業者団体をいう。

(登録要件)

第3条 県は、次の要件を満たす事業所等を登録するものとする。

1 次の(1)及び(2)に掲げる各項目のいずれか1つ以上に該当すること(予定を含む。)

(1) 難病に対する理解・普及啓発

- ①難病に関する各種チラシ等の設置やポスター掲示
- ②難病に関する各種研修会や講演会等への参加
- ③難病患者の就労支援に係るシンポジウムやセミナー等への参加
- ④職場内での難病に対する勉強会等の開催
- ⑤難病に関する事業所独自企画の展開
- ⑥その他(難病に対する理解・普及啓発に関する取組等)

(2) 難病患者の就労支援

- ①職場見学・体験
- ②通院、通勤の配慮
- ③勤務時間等の配慮
- ④相談担当者の配置
- ⑤専門機関との連携(佐賀県難病相談支援センター、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、関係医療機関等)
- ⑥施設・設備改善等の配慮
- ⑦就労に関する各種制度や助成金等の利用
  - ・ジョブコーチの制度の利用(障害者職業センター)
  - ・職業相談の利用(ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター)
  - ・職場定着支援制度の利用(ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター)
  - ・職業準備支援の利用(障害者職業センター)
  - ・トライアル雇用の利用(ハローワーク)
  - ・難治性疾患患者雇用開発助成金の利用(ハローワーク)
  - ・職務試行法制度の利用(障害者職業センター)
- ⑧その他(難病患者が就労する上で必要な取組)

2 事業所等を経営する団体の役員等が次のいずれにも該当しないこと。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ②暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(申込み)

第4条 前条の登録を受けようとする事業所等は、健康福祉政策課長に佐賀県難病患者就労支援事業所等登録申込書(様式1)を提出するものとする。

(登録等)

第5条 健康福祉政策課長は、申込書の提出があった場合には、書類審査等を行い、第3条に掲げる要件を満たしている場合には様式2により通知し、「佐賀県難病患者就労支援事業所等」(以下、「登録事業所等」という)として登録する。

- 2 登録に有効期限は設けないものとする。
- 3 登録内容に変更があった場合は、速やかに佐賀県難病患者就労支援事業所等登録事項変更届(様式3)を提出しなければならない。
- 4 登録後、登録辞退をしようとする者は、佐賀県難病患者就労支援事業所等登録辞退届(様式4)を提出するものとする。
- 5 健康福祉政策課長は、登録事業所等がこの要綱で定める取組みを行わないことが明らかになった場合、法令に違反した場合、その他登録事業所等として適当でなくなったと認められる場合に、登録を抹消することができる。
- 6 健康福祉政策課長は、前項に基づき登録を抹消した場合は、様式5により通知する。

(広報及び支援等)

第6条 県は、登録事業所等のうち公表を希望する登録事業所等を県ホームページへの掲載や紹介冊子等により県民に周知するとともに、登録事業所等に難病患者の就労支援に関する情報を提供する。

- 2 県は、登録事業所等が必要とする場合は、出前講座の実施や関係機関との連携による相談対応等により、登録事業所等の難病患者を雇用する環境づくりが促進されるよう支援するものとする。

(取組み状況の報告)

第7条 登録事業所等は、毎年度、翌年度の6月末までに、佐賀県難病患者就労支援事業所等登録証取組状況報告書(様式6)により健康福祉政策課長に報告しなければならない。

(委託)

第8条 県は、第5条、第6条及び第7条に係る業務の一部について佐賀県難病相談支援センターで行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項に別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、各様式に係る押印の廃止については令和2年12月25日から適用する。